

令和3年8月31日

各位

医学部・附属病院事務局人事課長
(人事給与制度担当：2721～2)

特定有期雇用教職員等の雇用契約の更新上限の廃止について

表記の件について、別紙のとおりお知らせします。

特定有期雇用教職員等の雇用契約の更新年数の上限の廃止について

1. 改正内容

改正前	改正後
就業規則において、雇用契約の更新年数の上限が設けられており、当該上限の年数を超えての契約更新はできない。	就業規則における <u>雇用契約の更新年数の上限を廃止</u> ※1する。 雇用契約の期間や更新年数については、 <u>雇用区分や従事する業務の継続期間等に応じて個別に設定</u> ※2する。

※1 今回の改正は、有期雇用における就業規則上の雇用契約の更新年数の上限を廃止するものであり、有期雇用における1つの契約期間の長さについての考え方（原則1会計年度内で定める）についてはこれまで通り変わりありません。

※2 例えば、外部資金を財源として期間限定のプロジェクトのために雇用する者について、契約時にプロジェクトの継続期間に合わせて雇用契約の更新年数に上限を設けることなどが想定されます。

2. 対象

特定有期雇用教職員（再雇用職員を除く。）

短時間勤務教職員

3. 実施時期

令和3年9月1日以降の日を契約期間の初日とする雇用契約から実施します。

4. 留意事項

特定有期雇用教職員等の契約期間については、契約期間満了に際して、その都度、就業規則や労働契約証書に定める契約更新の判断基準を考慮して、更新の有無を判断することとされています。今回の就業規則上の雇用契約の更新年数の上限の廃止は、更新にあたっての考え方自体が変更されるものではありません。